

## 【表紙】

|                     |                                   |
|---------------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】              | 有価証券届出書                           |
| 【提出先】               | 関東財務局長                            |
| 【提出日】               | 平成22年11月29日                       |
| 【会社名】               | 株式会社ブイシンク                         |
| 【英訳名】               | V-Sync Co.,Ltd.                   |
| 【代表者の役職氏名】          | 代表取締役社長 井部 孝也                     |
| 【本店の所在の場所】          | 東京都中央区築地二丁目12番10号                 |
| 【電話番号】              | 03(3544)4700(代表)                  |
| 【事務連絡者氏名】           | 管理本部長 荒木 次夫                       |
| 【最寄りの連絡場所】          | 東京都中央区築地二丁目12番10号                 |
| 【電話番号】              | 03(3544)4700(代表)                  |
| 【事務連絡者氏名】           | 管理本部長 荒木 次夫                       |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権付社債<br>(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) |
| 【届出の対象とした募集金額】      | その他の者に対する割当 308,700,000円          |
| 【安定操作に関する事項】        | 該当事項はありません。                       |
| 【縦覧に供する場所】          | 該当事項はありません。                       |

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)]

|                  |   |
|------------------|---|
| 銘柄               | 株式会社ブイシंक第2回無担保転換社債型新株予約権付社債<br>(以下、本新株予約権付社債を「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。)   |
| 記名・無記名の別         | 無記名式  |
| 券面総額又は振替社債の総額(円) | 金308,700,000円   |
| 各社債の金額(円)        | 金30,870,000円一種(当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は1,470株)  |
| 発行価額の総額(円)       | 金308,700,000円   |
| 発行価格(円)          | 本社債の発行価格 各社債の金額100円につき金100円<br>ただし、本社債に係る新株予約権の発行価格は無償とし、本社債に係る新株予約権を引き受ける者は、本社債に係る新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しない。  |
| 利率(%)            | 年率1.0%  |
| 利払日              | 各年の4月及び10月の最終営業日並びに償還期限   |
| 利息支払の方法          | 1. 支払方法及び期限<br>(1) 利息は、1年を360日として、年間1%の単利で計算される。<br>(2) 利息は、各年の4月及び10月の最終営業日および償還期限に支払うものとする。<br>2. 利息支払事務取扱者(利息支払場所)<br>東京都中央区築地二丁目12番10号<br>株式会社ブイシंक 本店  |
| 償還期限             | 平成26年10月31日(以下、「償還期限」という。)<br>ただし、償還期限は、本社債権者の裁量により、平成27年10月31日へと1年間延期されることがある。<br>なお、当社の支配権に変動があった場合(「第1 募集要項(新株予約権付社債に関する事項)」欄外注記「4. 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容(2)支配権変動事由の発生」参照)は、本社債権者は、その選択により当社に対し本社債の償還を請求することができる。                   |
| 償還の方法            | 1. 償還金額<br>各社債の金額100円につき金100円<br>2. 償還の方法及び期限<br>(1) 本社債の元本は、満期日にその総額を償還する。<br>(2) 当社は、本社債権者の書面による同意がない限り、満期日より前に本社債の繰上償還または買い戻しを行ってはならない。当社は、満期日より前に繰上償還または買い戻しが行われた本社債を消却せねばならず、消却済みの本社債を再発行してはならない。<br>3. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)<br>東京都中央区築地二丁目12番10号<br>株式会社ブイシंक 本店 |
| 募集の方法            | 第三者割当の方法により、その全額をインテル キャピタル コーポレーション(Intel Capital Corporation、以下、「インテル キャピタル」という。)に割り当てる。  |
| 申込証拠金(円)         | 該当事項はありません。   |
| 申込期間             | 平成22年12月17日   |

|                |   |
|----------------|---|
| 申込取扱場所         | 東京都中央区築地二丁目12番10号<br>株式会社ブイシंक 本店                 |
| 払込期日(割当日)      | 平成22年12月17日                                       |
| 振替機関           | 設置しない。  |
| 担保             | 本社債には、物上担保及び保証は付されておらず、また、本社債のために留保されている資産はありません。 |
| 財務上の特約(担保提供制限) | 該当事項はありません。                                       |
| 財務上の特約(その他の条項) | 該当事項はありません。                                       |
| 取得格付           | 取得しておりません。  |

(注) 1. 本新株予約権付社債の発行は、平成22年11月29日(月)の当社取締役会決議に基づき平成22年12月7日(火)の当社臨時株主総会において、「第三者割当により発行する無担保転換社債型新株予約権付社債の募集事項」を決定する件が承認・可決されること、及び金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生することが条件となります。

2. 本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文及び同第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。

3. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条ただし書および会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置しない。

4. 期限の利益喪失に関する特約

(1) 以下の各場合、当社は直ちに本社債について期限の利益を喪失する。

当社の取締役会または株主が、当社の主要な事業の中止、撤退または当社の廃業、清算もしくは解散を行うための決議の採択その他の自発的な行動を行った場合。

当社の破産、債務超過または支払不能を理由として行われる手続に関する申立てがなされた場合。

当社について、債権者への一括譲渡、債権者との和解または整理などが行われること、担保権者、管財人、暫定的な清算人、もしくは同様の義務を持つ者が任命され、またはかかる者が会社の資産もしくは事業の全部もしくは主要部分を管理することとなった場合。

(2) 以下の各場合、本社債権者は、その判断により当社の期限の利益を失わせることができる。

当社が、本社債に基づいて支払うべき金額を、期限内に支払わなかった場合。

当社が、本社債、本社債に関する引受契約書で行った表明、保証または誓約に関する重大な違反をし、本社債権者による書面での通知後、30日が経過してもその違反が是正されていない場合、または是正不能であった場合。

< 表明、保証並びに誓約 >

当社が本社債権者に対して表明、保証または誓約している事項は以下のとおりであります。

- ・ 地位及び資格(当社が適法に組織されていること、必要な権限の保有に関する事項)
- ・ 資本(発行済株式総数、発行可能株式総数、ストックオプション数に関する事項)
- ・ 子会社(子会社の有無に関する事項)
- ・ 拘束力を有する義務(引受契約及び本新株予約権付社債に係る義務に関する事項)
- ・ 株式の有効な発行(転換権の行使により発行される株式に係る事項)
- ・ 負債(直接または間接の借入金または保証に関する事項)
- ・ 財産及び資産の権限(当社保有の財産及び資産に関する事項)
- ・ 知的財産権の状況(当社が保有する知的財産権またはライセンスに関する事項)
- ・ 株式制限契約(退職後のストックオプションの買戻しまたは解除に関する事項)
- ・ 重大契約及び義務(当社が締結している重要な契約に関する事項)
- ・ 特殊契約及び保証(当社が特殊な契約を締結している場合または保証している場合に当該事象に関する事項)
- ・ 訴訟(訴訟に関する事項)
- ・ 政府の同意(引受契約締結に政府当局からの同意が必要となる場合の取得に関する事項)

- ・法律及び契約の遵守(当社の法律及び契約遵守に関する事項)
- ・開示(本社債権者に開示した事実に関する事項)
- ・届出権(当社株式の証券取引所等への届出の権利をいかなる者に対しても付与していないことの表明に関する事項)
- ・保険(火災保険等保険加入に関する事項)
- ・財務諸表(監査済財務諸表の作成及び適正表示に関する事項)
- ・貸借対照表日付後の行為(貸借対照表日付後の重要な事象に関する事項)
- ・税務(税務申告・納付等に関する事項)
- ・発明の譲渡及び機密保持契約(従業員との発明の譲渡及び機密保持契約締結に関する事項)
- ・環境事項(当社が保有している財産または資産に係る環境への影響に関する事項)
- ・利害関係人取引(当社の役員またはその親族等が経済的利害関係を有する団体との取引に関する事項)
- ・事業計画(当社が作成し、本社債権者に交付した事業計画に関する事項)
- ・労働契約及び法的措置(労働組合等との紛争に関する事項)
- ・従業員福利制度(従業員福利制度に関する事項)
- ・会計及び他の記録(法定帳簿の真実性、正確性に関する事項)
- ・倒産(当社に係る倒産または法的措置に関する事項)
- ・代理権(当社従業員の代理権に関する事項)
- ・登録(当社資産の担保・登録に係る事項)
- ・保証及び補償(引受契約締結日から払込日までの資産処分に関する事項)
- ・反社会的組織との関連(当社及び当社役職員が反社会的組織と関連していないことの表明に関する事項)
- ・特定商慣習(政府関係者に対する贈収賄等が存在しないことの表明に関する事項)

当社が、債券、社債、手形その他の借入れを目的とした債務に基づく支払に関して不履行に陥り、それらの当初の支払猶予期間が過ぎてもその不履行が継続している場合、当該債務に関して提供された担保の執行が可能になり、もしくは執行された場合、または当社の子会社が負う債務に関して与えた保証につき、当社がその保証を履行しなかった場合。

当社が、自らの平成20年9月期もしくはその後の財務諸表に関して重大な訂正を行った場合、または当社の財務諸表の作成における故意もしくは過失による粉飾もしくは当社の取締役による自己取引を対象の一つとして、監督当局が照会もしくは調査を開始した場合。

本社債発行時の代表取締役井部孝也の保有する当社株式数が当社の議決権の5%に満たなくなることとなる取引が行われた場合(本新株予約権付社債の行使による場合を除く)。

当社の普通株式が東京証券取引所または日本国もしくはその他の法域におけるその他の証券取引所に上場された後において、当社の普通株式が、上場廃止となるか5取引日もしくはそれ以上にわたり、かかる証券取引所その他の有価証券取引システムにおいて何らかの理由で取引停止となった場合、または当社の普通株式が取引されているかかる証券取引所その他の有価証券取引システムにおいて当社が本新株予約権の行使により発行された株式(以下「転換株式」という。)の登録を行わずもしくは取引承認を受けなかった場合。(ただし、当社株式は、現在、日本国もしくはその他の法域におけるその他の証券取引所のいずれにも上場しておらず、将来的にも株式上場を保証するものではない。)

その他、法令に基づき、本社債権者が本社債に関する当社の債務不履行を主張することができる事態が生じた場合。

#### 5. 本社債権者に通知する場合の公告

本社債に関し、本社債権者に対し公告を行う場合は、法令に特段の定めがある場合を除き、当社の定款の規定に基づく方法により公告を行う。

## (新株予約権付社債に関する事項)

|                                 |   |
|---------------------------------|---|
| <p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p> | <p>1. 本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高により、転換価額が下方修正され、本新株予約権付社債の権利行使により引き受けられる株券の数が増加することがある。ただし、資金調達額は固定しており、減少しない。</p> <p>2. 行使価額等の修正の基準・頻度<br/>平成23年9月期の監査済財務諸表に記載される当社の売上高が1,500,000千円を下回る場合、転換価額は以下の算式に従い下方に修正される。ただし、売上高に基づく修正の場合、修正後転換価額は9,795円を下限として、9,795円未満には修正されないものとする。</p> $\text{修正後転換価額} = \text{売上高修正前転換価額} \times \frac{\text{監査済平成23年9月期売上高}}{1,500,000\text{千円}}$ <p>(1) 当社の売上高が1,500,000千円を下回る場合に行使価額を修正することとした理由<br/>本新株予約権付社債における新株予約権部分の評価を「本源的価値」によって算定する際、その前提となる事業計画である平成23年9月期の売上高計画約3,000,000千円に達成率50%を考慮した1,500,000千円を基準としていることから、1,500,000千円を基準に転換価額の修正条項として入れることといたしました。</p> <p>(2) 修正後の転換価額が9,795円未満には修正されないこととした理由<br/>まず、インテル キャピタルに対する割当株式数が上限に達した場合においても、発行済株式総数及び潜在株式(ストックオプションとしての新株予約権(株式数換算)及び本新株予約権付社債による割当株式数の上限)を分母とした場合の持株比率が3分の1を上回らないようにするという方針を決定いたしました。そのうえで、インテル キャピタルの持株比率を33.0%に設定し、当該比率となる割当株式数の上限31,516株を算定し、発行価額の総額308,700千円を31,516株で除し、その結果として導かれた9,795円を転換価額の下限として、9,795円未満には修正されないことといたしました。</p> <p>3. 行使価額等の下限、割当株式数の上限及び資金調達額<br/>行使価額等の下限：9,795円<br/>割当株式数の上限：31,516株(当社の発行済株式総数及び潜在株式(ストックオプションとしての新株予約権(株式数換算)及び本新株予約権付社債による割当株式数の上限)に対する割合33.00%)<br/>資金調達額：308,700千円(固定)</p> <p>4. 当社の決定による社債の全額の繰上償還または新株予約権の全部の取得を可能とする旨の条項の有無<br/>該当事項はありません。</p> |
| <p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>         | <p>当社普通株式<br/>完全議決権株式であり、当社における標準となる株式であります。<br/>(注)1<br/>当社株式は、未上場であるため、単元株制度は採用していません。</p>  |
| <p>新株予約権の目的となる株式の数</p>          | <p>本新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行または移転を「交付」という。)する数は、次に定めるとおりとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{行使請求に係る本社債の金額}}{\text{転換価額(以下に定義する。)}}$ <p>この場合に1株未満の端数を生じたときは、会社法第283条および会社法施行規則第58条の定めに従い、その端数に相当する金銭を交付する。</p>   |

|                |  |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額</p> <p>(1) 本新株予約権の行使があった場合、当社は当該権利行使のあった本新株予約権が付された本社債の払込金額全額について期限の利益を当然に放棄し、また当該本新株予約権の権利者は当該本新株予約権にかかる本社債の全部を現物出資するものとする。なお、本新株予約権1個の行使により出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使に際して当社普通株式1株当たりにつき払込をなすべき額(以下「転換価額」という。)は、当初21,000円とする。なお、転換価額は、次項によって調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>転換価額の調整を行う場合およびその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>株式分割、株式配当、株式併合、およびその他の事由に関する調整</u>。転換価額は、株式分割、株式配当、株式併合、資本の再構成その他当社の普通株式に影響を与える同様の事由が発生(以下、「調整事由発生」という。)した時に、比例的に調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{調整事由発生前発行済株式数}}{\text{調整事由発生後発行済株式数}}$ <p>(2) <u>当社株式の内容の変更、合併およびその他の事象に関する調整</u>。種類株式等当社株式の内容の変更、併合、合併、株式交換、資産売却その他の取引により、当社の普通株式の株主がその保有する普通株式に代えて証券、現金その他の財産を受け取る権利を付与される場合、本社債権者は、当該取引の直前に本新株予約権付社債の各元本金額を普通株式に転換したのと同様に、かかる現金、証券その他の財産を転換株式に代えて受け取ることができる。</p> <p>(3) <u>新規発行に関する調整</u>。当社が、無償でまたは発行直前に有効であった転換価額よりも低い一株当たりの対価で、新規の普通株式または普通株式等価物を発行する場合、転換価額は、当該発行と同時に、当該発行に関して当社が受け取った1株当たりの対価まで減額される。なお、当該発行が無償発行であった場合、当社は、追加発行されたすべての普通株式または普通株式等価物に関し、総額で1円( \ 1 )の対価を受け取ったと見なされる。なお、本号において「普通株式等価物」とは、当社のあらゆる種類の株式および当社の株式その他の証券を取得する権利、オプションまたは新株予約権を含むその他の当社の有価証券を意味する。</p> <p>(4) <u>分配に関する調整</u>。当社が、普通株式の保持者に対して現金またはその他の財産の配当または分配を行った場合、以下の(5)の場合を除き、転換価額はその都度、以下に定める式に従って調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{分配調整前転換価額} \times \frac{\text{当初転換価額からの調整後普通株式1株あたりの配転換価額(以下に定義)} - \text{分総額(以下に定義)}}{\text{当初転換価額からの調整後転換価額(以下に定義)}}$ <p>本項において、「当初転換価額からの調整後転換価額」とは(i)当初の転換価額(本項(1)ないし(3)ならびに(5)および(6)による調整に従う)が、本新株予約権付社債の発行日から起算して年間15%の推定成長率で、複利で継続的に上昇すると想定した場合または、( )分配時点において当社取締役会が第三者専門機関による公正な評価額として判断した株価のいずれか低い方をいい、「普通株式1株あたりの配分総額」とは、普通株式1株あたりに関して配分された、現金の総額またはその他の財産の第三者専門機関による公正な評価額の総額をいう。</p> |
|----------------|--|

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>(5) スピンオフに関する調整。当社が会社分割またはその他の方法により、当社の事業部門または重要な子会社に関連して、当社の株主に対して当該承継会社または新設会社または譲受会社の株式の分配を行った場合(以下、本有価証券届出書において「スピンオフ」という。)、転換価額はその都度、以下に定める式に従って調整される。</p> $\text{調整後転換価額} = \frac{\text{スピンオフ調整前転換価額} \times \text{当初転換価額からの調整後転換価額(以下に定義)}}{\text{当初転換価額からの調整後転換価額(以下に定義)} + \text{公正評価価値(以下に定義)}}$ <p>本項において、「当初転換価額からの調整後転換価額」とは(i)当初の転換価額(本項(1)ないし(4)及び(6)による調整に従う)が、本新株予約権付社債の発行日から起算して年間15%の推定成長率で、複利で継続的に上昇すると想定した場合または、( )スピンオフ時点において当社取締役会が第三者専門機関による公正な評価額として判断した株価のいずれか低い方をいい、「公正評価価値」とは各普通株式に関して配分された資本株式またはその他の証券の第三者専門機関による公正な評価額をいう。</p> |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額     | 金308,700,000円  |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 | <p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格<br/>発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項(2)記載の転換価額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額及び資本準備金の額<br/>本新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところにしたがって算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>   |
| 新株予約権の行使期間                          | 本新株予約権付社債の割当日から平成26年10月31日までの間とする。ただし、本社債権者の裁量により、平成27年10月31日へと1年間延期されることがある(以下「行使請求期間」という。)。本社債権者は、この権利を行使請求期間中のいかなる時でも適宜、自らの裁量により行使できる。  |
| 新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所        | <p>1. 新株予約権の行使請求受付場所<br/>株式会社ブイシク 本店</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所<br/>設置しない。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所<br/>該当事項はありません。</p>   |
| 新株予約権の行使の条件                         | 各本新株予約権の一部につきその行使を請求することはできない。本新株予約権付社債の償還後は、本新株予約権の行使を請求することはできない。  |
| 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件                | 該当事項はありません。  |
| 新株予約権の譲渡に関する事項                      | 各本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文および同第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできない。  |

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 代用払込みに関する事項              | 本新株予約権の行使があった場合、当社は当該権利行使のあった本新株予約権が付された本社債の払込金額全額について期限の利益を当然に放棄し、また当該本新株予約権の権利者は当該本新株予約権にかかる本社債の全部を現物出資するものとする。なお、本新株予約権1個の行使により出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | 該当事項はありません。  |

(注) 1. 会社法第107条第1項第1号の譲渡制限が付されており、当社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

2. 本新株予約権付社債（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の主な目的

当社が現在注力しているデジタルサイネージ（電子看板）事業は、広告事業における有力分野であり、当事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスも拡大しております。そのため、さらなる新機能開発を行うことで大手メーカーを含む競合他社との一層の差別化を図り競争力を維持・向上させるとともに、急な受注案件にも対応し、ビジネスチャンスを業容拡大に結びつける重要な時期にあると判断しております。しかしながら、デジタルサイネージの端末機器はハードウェア及びソフトウェアの仕様が統一されておらず、顧客毎に仕様をカスタマイズする必要があります。よって、単一仕様の端末機器を事前に製造し、在庫を持ち販売することができず、受注後に受注仕様に合わせた端末機器の開発を行い、保守運用体制を構築したうえで、製造・販売していく必要があります。

本新株予約権付社債発行による資金調達の目的は、上記デジタルサイネージ事業を強化していくに当たり必要になる資金を調達することが目的であります。具体的には、主として競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発等をおこなうための人件費、並びに、急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費、急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費を調達することを目的としております。

なお、差引手取概算額301,700千円に関しては、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発等を行うための人件費に142,000千円を充当する予定であります。具体的には、インフラを自社で保有するためのシステム等ソフトウェア開発、機構設計・デザイン企画・試作品開発などハードウェア開発、デジタルサイネージ上で提供するコンテンツ等番組制作の企画開発、ソフトウェア及びハードウェアの保守運用、など開発人員の増強を含めた人件費（給料、法定福利費）を予定しております。また、急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費として130,000千円の充当を予定しており、具体的には、液晶パネル、A Dボード（映像基板）、その他各種電子部材等の原材料の購入費用として予定しております。さらに、急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費として29,700千円を外注予定先の工場への支払いとして予定しております。

(2) 本新株予約権付社債を選択した理由

本新株予約権付社債の主な特徴

本新株予約権付社債は

- ・本新株予約権付社債の発行総額は308,700千円であり、新機能開発等をおこなうための人件費、急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費、急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費の当社の資金需要に対応できる規模の調達金額であること。
- ・利率が年率1.0%と低利率であること。
- ・償還期限が平成26年10月31日（本社債権者の裁量により延期された場合は平成27年10月31日）であり、償還期間が比較的長期間であること。
- ・本新株予約権付社債が株式に転換された場合は負債から株主資本に変わり、当社の財務内容が改善されること。
- ・本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高により、転換価額が下方修正されることがあるが、資金調達額は固定しており、減少しないこと。

等の特徴を備えております。

他の資金調達方法と比較した場合の特徴

本新株予約権付社債を他の資金調達方法と比較した場合、

- ・他の金融機関等からの借入れまたは第三者割当増資による調達との比較においては、昨今の金融情勢の影響もあり、当社の資金需要を満たす規模の調達金額を当社が適切と考える条件にて迅速に調達することが容易ではない状況のなか、本新株予約権付社債においては308,700千円の調達が可能であること。
- ・他の金融機関からの借入れや普通社債との比較においては、利率が年率1.0%と相対的に低い利率で発行で



き、コストの低い資金調達ができること。

- ・償還期限が平成26年10月31日(本社債権者の裁量により延期された場合は平成27年10月31日)と償還期間は比較的長期間であるため、株式に転換されるまでは利息の支払いが発生するものの、期限の利益を喪失しない限り、長期資金として活用できること。
- ・本新株予約権付社債が株式に転換された場合は負債から株主資本に変わるため、借入や普通社債の発行よりも当社の財務内容が改善されること。

等の特徴を備えております。

(3) 現在及び将来における発行済株式総数の増加が株主に及ぼす影響

本新株予約権付社債発行前の当社の発行済株式総数61,768.8株に係る議決権の個数は61,746個であり、今回の新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は14,700株、議決権は14,700個であり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合の発行済株式総数76,468.8株の19.22%、議決権総数76,446個の19.23%に相当します。

また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達しない場合、転換価額が下方修正され、割当株式数の上限は31,516株、議決権は31,516個となり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて下限の転換価額で行使された場合の発行済株式総数93,284.8株の33.78%、議決権総数93,262個の33.79%に相当し、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。

しかしながら、現在、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は引き続き増加傾向にあり、ビジネスチャンスは拡大しているところ、手元流動性を確保し、ビジネスチャンスを業容拡大に結びつけることが、当社及び既存株主にとってメリットであると判断しております。

(4) 本新株予約権付社債の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって有利又は不利である点

当社の株主にとって有利である点

既存株主のメリットは、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載されておりますように、インテル キャピタルの投資先として選定されたことが対外的な評価につながることで期待されるほか、親会社であるインテル コーポレーション (Intel Corporation、以下、「インテル」という。)とも事業上の協力関係を推進できる可能性が生じることなどにより、当社の業容拡大及び企業価値の増大、ひいては株主価値の増大につながり、既存株主にとってメリットがあると判断しております。

なお、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくためには、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、手元流動性を高め、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てが可能になることが、当社にとって最も大きなメリットであり、当社業績の改善及び企業価値の増大を通して既存株主にも大きなメリットになると判断しております。このため、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、既存株主の意思確認のうえ、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日(月)の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

当社の株主にとって不利である点

本新株予約権付社債発行前の当社の発行済株式総数61,768.8株に係る議決権の個数は61,746個であり、今回の新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は14,700株、議決権は14,700個であり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合の発行済株式総数76,468.8株の19.22%、議決権総数76,446個の19.23%に相当します。また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達しない場合、転換価額が下方修正され、割当株式数の上限は31,516株、議決権は31,516個となり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて下限の転換価額で行使された場合の発行済株式総数93,284.8株の33.78%、議決権総数93,262個の33.79%に相当し、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。

なお、本新株予約権付社債の発行条件のうち、以下の事項が、引受人にとって特に有利な条件に該当するおそれがあり、半面、本新株予約権付社債の発行により資金の調達をすることが当社の株主にとって不利となる可能性があります。

- ・「第1 募集要項(新株予約権付社債に関する事項)」の「新株予約権の行使時の払込金額 2. 転換価額の調整」

「当社株式の内容の変更、合併およびその他の事象に関する調整」、「新規発行に関する調整」、「分配に関する調整」及び「スピンオフに関する調整」は、当社既存株主が受け取る権利と同等の権利をインテル キャピタルにも付与し、また、当社資産の社外流出を伴うような事象が発生した場合には転換価額を調整する事項になります。本新株予約権行使前のインテル キャピタルの権利を保全するため、やむを得ない措置と

考えておりますが、引受人にとって特に有利な条件に該当し、当社の株主にとって不利となる可能性があります。

- ・「第1 募集要項（新株予約権付社債に関する事項）」欄外注記「4 . 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（2）支配権変動事由の発生」に規定される権利

当社は、本新株予約権付社債が残存する間において、「支配権変動事由」（「（新株予約権付社債に関する事項）」欄外注記「4 . 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容（2）支配権変動事由の発生」参照）が発生した場合、本社債権者は、その完全なる裁量により、関連法令により許容される範囲において、当社既存株主が取得した対価と同一の対価を取得する権利をインテル キャピタルにも与えるように要求する権利を所有しており、また、本新株予約権付社債の一部または全てについて、本新株予約権付社債の元本額に基づき計算した内部収益率が20%相当となる額で償還（ $= 30,870 \text{千円} \times \text{償還社債券数} \times (1 + 0.2)^n$ 、 $n$ は年数を表す）を請求する権利を所有しております。当該権利は、本新株予約権行使前のインテル キャピタルの権利を保全するため、やむを得ない措置と考えておりますが、引受人にとって特に有利な条件に該当し、当社の株主にとって不利となる可能性があります。

- 3 . 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

- 4 . 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

(1) 交付対象株式の変更

合併や株式交換等により、新株予約権の目的となる株式の種類が当社普通株式でなくなる場合など、新株予約権の目的となる株式の種類が当社の事情により変更された場合、当社は本社債権者に対して、日本国内の会社法に基づく当社または存続会社等の株主総会の承認決議等必要な手続きを経たうえで、本新株予約権付社債に代えて、当該変更後の株式に転換可能な新株予約権付社債を交付する。

(2) 支配権変動事由の発生

本新株予約権付社債が残存する間において、当社が、他社と合併または統合した場合（当社が存続会社になるか否かにかかわらず）、当社または当社の事業部門の資産または事業の全てまたは重要部分が売却または譲渡された場合、当社が会社分割を行った場合、当社が他社の完全子会社となる株式交換または株式移転が行われた場合、譲渡直前の当社の株主全体の持株比率が、株式譲渡後に50%未満となる株式譲渡が行われた場合、または上記の各取引と同等の効果を有する一連または一個の取引が行われた場合（以下、「支配権変動事由」という。）、本社債権者は、その完全なる裁量により、関連法令により許容される範囲において、以下に定める権利を有する。

- ・当社に対し、支配権変動事由の当事会社をして、本社債権者に、当社の普通株主が支配権変動事由発生に際して取得した対価と同一の対価を取得する権利を与えるよう要求する権利

- ・本新株予約権付社債の一部または全てについて、本新株予約権付社債の元本額に基づき計算した内部収益率が20%相当となる額で償還(=30,870千円×償還社債券数×(1+0.2)<sup>n</sup>、nは年数を表す)を請求する権利
  - ・支配権変動事由発生時の転換価額において、本新株予約権を行使する権利
  - ・本新株予約権付社債の要項に従い、本新株予約権付社債を保有し続ける権利
5. 当社の株券の売買(金融商品取引法施行令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。)について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
会社法第107条第1項第1号の譲渡制限が付されており、当社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要する旨定款に定めております。
6. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容  
該当事項はありません。
7. その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。
8. 本社債に付された新株予約権の数  
各本社債に付された新株予約権の数は1個(当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は1,470株)とし、合計10個の本新株予約権を発行する。
9. 新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本社債権者は、行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権付社債券を提示し、行使請求期間中にこれを提出しなければならない。
  - (2) 行使請求の効力は、行使請求書が当社に到達した日に発生する。
10. 株券の交付方法  
当社は、行使請求の効力発生後、当社所定の株券を交付する。

## 2【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 3【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額(千円) | 発行諸費用の概算額(千円) | 差引手取概算額(千円) |
|-------------|---------------|-------------|
| 308,700     | 7,000         | 301,700     |

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額7,000千円の内訳は、弁護士報酬5,000千円、本新株予約権評価報酬等1,500千円、本新株予約権付社債券及び有価証券届出書作成費用等500千円であります。

## (2)【手取金の使途】

「第1 募集要項(新株予約権付社債に関する事項)」欄外注記「2. 本新株予約権付社債(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)の発行により資金の調達をしようとする理由(1)資金調達の主な目的」に記載されておりますように、当社が現在注力しているデジタルサイネージ事業は、広告事業における有力分野であり、当事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスも拡大しております。そのため、さらなる新機能開発を行うことで大手メーカーを含む競合他社との一層の差別化を図り競争力の維持・向上させるとともに、急な受注案件にも対応し、ビジネスチャンスを業容拡大に結びつける重要な時期にあると判断しております。

差引手取概算額301,700千円に関しては、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発等を行うための人件費として142,000千円を充当する予定であります。具体的には、インフラを自社で保有するためのシステム等ソフトウェア開発に88,000千円(内、半期毎6名増員分48,000千円)、機構設計・デザイン企画・試作品開発などハードウェア開発に18,000千円(内、半期毎1名増員分8,000千円)、デジタルサイネージ上で提供するコンテンツ等番組制作の企画開発に23,000千円(内、半期毎1名増員分8,000千円)、ソフトウェア及びハードウェアの保守運用など開発人員の増強を含めた人件費(給料、法定福利費)に13,000千円(内、半期毎1名増員分8,000千円)であります。

また、急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費として130,000千円を充当する予定であります。具体的には、液晶パネル購入費用に90,000千円、ADボード(映像基板)購入費用に20,000千円、その他各種電子部材等に20,000千円、であります。加えて、急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費として29,700千円を外注予定先の工場への支払いとして予定しております。

の原材料費、の外注加工費の支払いに関しては、売上代金の入金時期と同時もしくは入金後となるように、支払条件等決済条件に関して交渉をしているものの、急な支払い及び発注を行う際には、当社の自己資金をもって行うことが必要になるためであります。

| 具体的な使途                             | 内訳(千円)                                   |        | 合計金額(千円) | 支出予定時期               |
|------------------------------------|--|--------|----------|----------------------|
| 競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発等を行うための人件費 | ・ソフトウェア開発部門<br>半期毎に6名増員、<br>平成23年9月期末20名 | 88,000 | 142,000  | 平成22年12月～<br>平成23年9月 |
|                                    | ・ハードウェア開発部門<br>半期毎に1名増員、<br>平成23年9月期末4名  | 18,000 |          |                      |
|                                    | ・企画開発部門<br>半期毎に1名増員、<br>平成23年9月期末5名      | 23,000 |          |                      |
|                                    | ・保守運用部門<br>半期毎に1名増員、<br>平成23年9月期末3名      | 13,000 |          |                      |
| 急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費          | ・液晶パネル                                   | 90,000 | 130,000  | 平成22年12月～<br>平成23年9月 |
|                                    | ・ADボード(映像基板)                             | 20,000 |          |                      |
|                                    | ・その他各種電子部材等                              | 20,000 |          |                      |
| 急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費         | 外注予定先の工場への支払い                            | 29,700 | 29,700   | 平成22年12月～<br>平成23年9月 |

(注) 調達した資金については、支出までの期間、当社の取引銀行の預金口座等で保管する予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## a. 割当予定先の概要

|                       |  |
|-----------------------|--|
| 名称                    | インテル キャピタル コーポレーション<br>(Intel Capital Corporation)                             |
| 本店の所在地                | アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン市オレンジ<br>ストリート1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カン<br>パニー               |
| 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先 | 佐々木 高行(担当者)<br>連絡先: インテル キャピタル ジャパン<br>東京都千代田区丸の内3-1-1<br>TEL 03-5223-9100(代表) |
| 代表者の役職及び氏名            | 役職: プレジデント<br>氏名: アーヴィン・ソダーニ(Arvind Sodhani)                                   |
| 資本金                   | 2,099,482,046米ドル(平成22年10月15日現在)  |
| 事業の内容                 | 投資事業   |
| 主たる出資者及びその出資比率        | インテル コーポレーション<br>(Intel Corporation) 100%                                      |

- (注) 1. インテル キャピタルは、インテルの戦略的目標にしたがって投資をすることを目的として、平成10年4月にアメリカ合衆国デラウェア州において、インテル パシフィック インク(Intel Pacific, Inc.)として設立され、平成19年1月に現在のインテル キャピタルに名称が変更されております。
2. 割当予定先の親会社であるインテルは、世界的な半導体メーカーであり、米国のNASDAQ市場に上場しているほか、日本国内においても有価証券報告書提出会社であります。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 出資関係                |             |
| 当社が保有している割当予定先の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 割当予定先が保有している当社の株式の数 | 該当事項はありません。 |
| 人事関係                | 該当事項はありません。 |
| 資金関係                | 該当事項はありません。 |
| 技術又は取引関係            | 該当事項はありません。 |

(注) 提出者と割当予定先との間の関係は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

割当予定先の選定理由及び交渉の経緯は、以下のとおりであります。

<平成22年2月>

株式会社産業経済新聞社、株式会社ファミリーマートとのデジタルサイネージの共同実験に関する基本合意後の平成22年2月より、実験開始から事業化までを想定したハードウェアの企画・設計・試作開発、ソフトウェアの開発、コンテンツの企画・開発などの人件費、原材料、外注費等に係る資金負担が増大することから、代表取締役社長井部 孝也を中心として、国内の金融機関からの借入れによる資金調達、複数のベンチャーキャピタルと増資の可能性について検討を開始。

そうしたなか、インテルよりインテル キャピタルの紹介を受け、インテル キャピタル ジャパンの担当者を訪問のうえ、当社事業の現状について説明。

親会社であるインテルとは、デジタルサイネージ付自動販売機のコンセプト提案を共同で行っていること、株式会社産業経済新聞社、株式会社ファミリーマートとのデジタルサイネージの共同実験、株式会社ジェイアール東日本企画の駅デジタルサイネージ実証実験にブイシंक製のデジタルサイネージが採用されたことを報告。

インテル キャピタル、投資検討開始。

<平成22年3月から6月まで>

インテル キャピタル担当者と定期的に会合を持ち、当社の事業概要・案件進捗等を説明し、投資条件（転換社債型新株予約権付社債、金額、金利等）について具体的に意見交換を行う。

同時に複数の他のベンチャーキャピタルへの割当の可能性も検討し、複数の候補先と接触。こうした複数の候補先との条件交渉を踏まえたうえで、インテル キャピタルを含む各ベンチャーキャピタルの投資条件について当社において検討を行った。結果として、調達希望金額を含む諸条件においてインテル キャピタルの投資条件が当社にとって最善であると判断。これに加えて、デジタルサイネージ事業を強化していくうえで、単なる資金提供だけにとどまらず、親会社であるインテルとも事業上の協力関係を推進できる可能性があるという面などを総合的に勘案し、割当予定先としてインテル キャピタルを選定。

平成22年3月に「平成21年度ものづくり中小企業製品開発等支援補助金（試作開発等支援事業）に係る補助事業」に当社の「2台カメラを備えた電子広告看板の試作開発」が平成21年10月に認定され、補助金が交付されることが決まったものの、補助金入金までの製造委託先等への支払いのためのつなぎ融資として、商工組合中央金庫より30,000千円の借入れを実施。なお、平成22年10月に当該補助金の入金がなされ、同月に商工組合中央金庫からの借入金30,000千円は完済。

<平成22年7月>

当社より各種資料を提出。インテル キャピタル担当者と議論を重ね、当社は転換社債型新株予約権付社債の詳細の要件（発行価額の総額、利率、償還期限等）を決定。要件決定に当たって検討した項目は、デジタルサイネージ事業を強化していくに当たって必要なる資金調達額、金融機関から借り入れる際の金利、償還の期限及び返済額などについて検討を行った。

<平成22年8月～10月>

インテル キャピタルと契約書（期限の利益喪失に関する特約、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等）等について協議を行う。

平成22年8月18日の当社臨時株主総会の特別決議（第三者割当により発行する募集株式の募集事項の決定を取締役に委任する件）及び平成22年8月26日の当社取締役会決議（第三者割当増資の発行決議）に基づき、デジタルサイネージ事業に係る開発人員の増強を含めた人件費（給料、法定福利費）、役員及び間接部門の人件費（役員報酬、給料、法定福利費）、一般管理費（支払報酬、業務委託費、研究開発費、通信費、事務用品費、水道光熱費、旅費交通費、リース料、外部倉庫保管料、銀行支払手数料等）支払いなど運転資金へ充当することを目的として、平成22年8月30日から8月31日までを払込期間として69,300千円の第三者割当増資（割当先 個人7名・3,300株）を実施。

割当先、割当株式数及び払込金額

| 割当先   | 割当株式数（株） | 払込金額（千円） |
|-------|----------|----------|
| 山城 延子 | 1,562    | 32,802   |
| 中田 隆三 | 600      | 12,600   |
| 井上 嗣彦 | 500      | 10,500   |
| 野原 昌壽 | 238      | 4,998    |
| 大槻 恵二 | 200      | 4,200    |
| 椎名 弘光 | 100      | 2,100    |
| 野田 千尋 | 100      | 2,100    |
| 合計    | 3,300    | 69,300   |

d. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的となる株式の数である14,700株(当初転換価額で行使された場合)のすべてをインテル キャピタルに対して割り当てる予定です。

e. 株券等の保有方針

当社は、割当予定先との間において、本新株予約権付社債に関して、継続保有及び預託に関する取決めはありません。なお、割当予定先は、当社への経営参画を目的として当社株式を保有するものではなく、親会社であるインテルの半導体事業に関連する戦略的投資であり、ベンチャーキャピタルとして当社が将来的に株式を上場した場合に得られる可能性があるキャピタルゲインの獲得等を投資判断の際に考慮しているため、短期的な保有ではなく、中期的な保有スタンスであると当社では認識しております。

また、本新株予約権行使による新株発行に関しては、会社法第107条第1項第1号の譲渡制限が付されており、当社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要する旨定款に定めております。

f. 払込みに要する資金等の状況

インテルのSEC(米国証券取引委員会)への提出書類FORM10-Kにおいて、インテルは戦略的目標にしたがってインテル キャピタルを通して投資を行う旨が記載されており、今回の払込みに要する資金も払込み以前にインテル キャピタルへのキャピタルインク्रीス(株式発行を伴わない増資)として振り込まれ、当該振込金をもって当社への払込みが行われることをインテル キャピタル ジャパンの担当者に対して直接質問を行い、確認しております。インテルの財務状況については、インテルのホームページに公表されている2010年第3四半期(平成22年9月25日現在)時点の連結財務諸表に記載されている現預金等の勘定科目を確認し、払込みに要する資金を保有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるインテル キャピタルは、世界48カ国の1,100社を超える企業に97億ドル以上(平成22年11月25日現在)を投資しており、世界中の顧客、高度な技術知識、豊富な資金調達力、世界的認知度を活用し、技術革新の促進とベンチャー企業の支援を行っていることをインテル キャピタルのホームページにより確認しております。

また、割当予定先の親会社であるインテルは、米国のNASDAQ市場に上場しているほか、日本国内においても有価証券報告書を提出しており、インテルは、世界的な半導体メーカーとして、主にマイクロプロセッサ、チップセットなどを製造・販売しております。

インテルの100%子会社であるインテル キャピタルは、インテルの投資部門の戦略的目標にしたがって投資を行っておりますが、各個別投資案件の決定はインテル キャピタルの投資・法務・財務各担当役員で構成される投資委員会にて行われていることをインテル キャピタルのホームページにより確認しております。

なお、インテルグループは、「Intel Code of Conduct」により行動規範を規定しており、従業員が、毎年、インテルのウェブサイト上にある企業の社会的責任報告書で示された行動規範の訓練を行っている旨の証明書により、行動規範を遵守していることを確認しております。また、当社は、割当予定先の国内の主たる事務所の担当者に対して直接質問を行い、割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主が特定団体等と一切関係がない旨の回答を得ているほか、調査会社の記事検索等により特定団体等とは関係ないことを確認しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

各本新株予約権付社債については、会社法第254条第2項本文および同第3項本文の定めにより、本社債または本新株予約権の一方のみを譲渡することはできません。また、会社法第107条第1項第1号の譲渡制限が付されており、当社の株式を譲渡により取得するには取締役会の承認を要します。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権付社債の発行条件である、本社債の払込金額、本新株予約権の払込金額、転換価額等については、第三者評価機関である税理士法人AKJパートナーズ(所在地:東京都港区虎ノ門4-3-1 代表社員:公認会計士・税理士山本 成男)に評価を依頼し、当該評価機関より「第2回新株予約権付社債評価報告書」を取得しております。

本新株予約権付社債は非分離型の転換社債型新株予約権付社債であります。その経済的価値は本社債の価値と本新株予約権の価値の合計であり、本新株予約権の価値はオプション価値算定モデルにおいて算定することが妥当であります。なお、今回の評価においては、非分離型のオプション価値算定モデルを使用することも検討いたしましたが、非分離型のオプション価値算定の際に重要となるボラティリティ(株価変動率)は過去の株価の推移から算定することから、未上場である当社の場合、過去の株価の推移が存在しないため、ボラティリティを算定し、将来の株価を予想し、社債と新株予約権

を一体として評価する非分離型のオプション価値算定モデルを使用することが適切ではないため、社債部分と新株予約権部分を分離して評価しております。

当該評価機関では、本社債部分の価値については、本社債に係る将来キャッシュ・フローを当社が同種条件の普通社債を発行した場合に要求される利率で割り引いて評価を行い、本新株予約権部分の価値については、行使価額と事業計画で見込まれる将来キャッシュ・フローに基づきディスカウント・キャッシュ・フロー(DCF)法に基づく評価を実施した当社株価との差である「本源的価値」により評価を行っております。ただし、本新株予約権部分の価値については、平成23年9月期の売上高の達成状況により転換価額が調整されるものとなっていることから、当該売上高の推移による転換価額の調整と当該転換価額の調整に基づく新株予約権の価値を確率期待値として算定する方法により新株予約権の評価を実施しております。

当該評価においては、本新株予約権付社債の発行価額の総額308,700千円が「第2回新株予約権付社債評価報告書」に基づく本社債に本新株予約権を付することによって当社が得ることのできる経済的利益すなわち本社債の実質的な対価255,654千円と本新株予約権の実質的な対価56,647千円の合計312,301千円を大幅に下回るものでないという評価結果(ディスカウント率1.15%)であることから、本新株予約権付社債の発行価額の総額が特に有利な条件には該当しないものと判断いたしました。

しかしながら、本新株予約権付社債の転換価額の調整に係る内容及び支配権変動事由の発生に規定される権利等が、引受人に特に有利な条件に該当するおそれがあることから、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日(月)の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

なお、当社監査役2名からは、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、税理士法人AKJパートナーズの「第2回新株予約権付社債評価報告書」に基づき、当社取締役会は本新株予約権付社債の発行価額の総額が特に有利な条件には該当しないと判断したものの、本新株予約権付社債の転換価額の調整に係る内容及び支配権変動事由の発生に規定される権利等が、引受人に特に有利な条件に該当するおそれがあるため、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日(月)の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議した取締役会の判断については、妥当である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は14,700株となりますが、これは、本新株予約権付社債発行前の発行済株式総数61,768.8株及びストックオプションとしての新株予約権(株式数換算)2,224株並びにインテル キャピタルの割当株式数の14,700株の合計78,692.8株を分母とした場合の持株比率が20%を上回らないようにする(18.68%)という方針の下で決定いたしました。

また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達しない場合、転換価額が下方修正され、割当株式数の上限は31,516株となりますが、これは、インテル キャピタルの割当株式数が上限である31,516株となったときにおいても、本新株予約権付社債発行前の発行済株式総数61,768.8株及びストックオプションとしての新株予約権(株式数換算)2,224株及びインテル キャピタルの割当株式数の上限31,516株の合計95,508.8株を分母とした場合の持株比率が3分の1を上回らないようにする(33.00%)という方針の下で決定されました。

上記のとおり、本新株予約権付社債発行前の発行済株式総数及びストックオプションとしての新株予約権(株式数換算)並びにインテル キャピタルの割当株式数を分母とした場合、インテル キャピタルの潜在的持株比率は18.68%~33.00%まで高まり、株式希薄化の規模としては大きいものの、デジタルサイネージ事業により安定的な収益計上が可能になると想定している平成23年9月期までに、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発等を行うための人件費として142,000千円を充当する予定であります。また、急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費として130,000千円を充当する予定であり、加えて、急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費として29,700千円、トータルして平成23年9月期における301,700千円の資金需要を賄うものとして十分なものとなるように検討を行い、その結果として、当社の業容拡大及び企業価値の増大、ひいては株主価値の増大につながり、既存株主にとってもメリットが大きいこと、かつ、株式への転換により当社の財務基盤の強化につなげるためにも必要な数量と判断いたしました。

以上より、本新株予約権付社債の発行数量及び株式の希薄化の規模(本新株予約権付社債の転換価額及び発行条件を含む)が合理的であると判断いたしました。

## 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株予約権付社債発行前の当社の発行済株式総数61,768.8株に係る議決権の個数61,746個から平成22年8月30日から8月31日までを払込期間として実施した第三者割当増資3,300株、議決権の個数3,300個を控除した議決権数58,446個を分母と



して、今回の本新株予約権付社債に付された新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数14,700株、議決権の個数14,700個に平成22年8月30日から8月31日までを払込期間として実施した第三者割当増資3,300株、議決権の個数3,300個を加算した18,000個を分子とすると、議決権数58,446個の30.80%に相当します。

また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高により、転換価額が下方修正される場合があり、行使価額または転換価額が下限値(下限いっぱい)まで下落した場合には、割当株式数の上限31,516株、議決権個数31,516個に平成22年8月30日から8月31日までを払込期間として実施した第三者割当増資3,300株、議決権の個数3,300個を加算した34,816個を分子とすると、議決権数58,446個の59.57%に相当し、いずれも25%を超え大規模な第三者割当に該当します。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

### (1) 行使価額修正条項が適用されない場合

| 氏名又は名称                     | 住所   | 所有株式数(株) | 総議決権数に対する所有議決権数の割合 | 割当後の所有株式数(株) | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 |
|----------------------------|--|----------|--------------------|--------------|------------------------|
| SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合 | 東京都港区六本木1-6-1  | 18,385.0 | 29.78%             | 18,385.0     | 24.05%                 |
| インテル キャピタル コーポレーション        | アメリカ合衆国デラウェア州ウイilmington市オレンジストリート1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー | -        | -                  | 14,700.0     | 19.23%                 |
| SBIブロードバンドキャピタル(株)         | 東京都港区六本木1-6-1  | 11,270.0 | 18.25%             | 11,270.0     | 14.74%                 |
| 山城 延子                      | 東京都港区  | 6,763.0  | 10.95%             | 6,763.0      | 8.85%                  |
| 井部 孝也                      | 埼玉県さいたま市大宮区  | 4,519.2  | 7.32%              | 4,519.2      | 5.91%                  |
| 中田 隆三                      | 北海道帯広市   | 2,358.0  | 3.82%              | 2,358.0      | 3.08%                  |
| 竹本 夕美子                     | 神奈川県横浜市都筑区   | 2,082.2  | 3.37%              | 2,082.2      | 2.72%                  |
| 井部 俊一                      | 埼玉県さいたま市中央区  | 2,052.3  | 3.32%              | 2,052.3      | 2.68%                  |
| 畑崎 廣敏                      | 兵庫県芦屋市   | 1,950.0  | 3.16%              | 1,950.0      | 2.55%                  |
| 藤井 克磨                      | 東京都千代田区  | 1,483.8  | 2.40%              | 1,483.8      | 1.94%                  |
| 計                          | -  | 50,863.5 | 82.37%             | 65,563.5     | 85.76%                 |

(注) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債発行前の株主名簿に基づき記載しております。また、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債発行前の株主名簿(発行済株式総数61,768.8株)に、本新株予約権付社債の転換により発行される株式数(14,700株)及び当該株式数に係る議決権数(14,700個)を加味して記載しております。

## (2) 行使価額修正条項が適用された場合

| 氏名又は名称                     | 住所   | 所有株式数(株) | 総議決権数に対する所有議決権数の割合 | 割当後の所有株式数(株) | 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合 |
|----------------------------|--|----------|--------------------|--------------|------------------------|
| インテル キャピタル コーポレーション        | アメリカ合衆国デラウェア州ウイilmington市オレンジストリート1209 ザ・コーポレーション・トラスト・カンパニー | -        | -                  | 31,516.0     | 33.79%                 |
| SBIブロードバンドファンド1号投資事業有限責任組合 | 東京都港区六本木1-6-1  | 18,385.0 | 29.78%             | 18,385.0     | 19.71%                 |
| SBIブロードバンドキャピタル㈱           | 東京都港区六本木1-6-1  | 11,270.0 | 18.25%             | 11,270.0     | 12.08%                 |
| 山城 延子                      | 東京都港区  | 6,763.0  | 10.95%             | 6,763.0      | 7.25%                  |
| 井部 孝也                      | 埼玉県さいたま市大宮区  | 4,519.2  | 7.32%              | 4,519.2      | 4.85%                  |
| 中田 隆三                      | 北海道帯広市   | 2,358.0  | 3.82%              | 2,358.0      | 2.53%                  |
| 竹本 夕美子                     | 神奈川県横浜市都筑区   | 2,082.2  | 3.37%              | 2,082.2      | 2.23%                  |
| 井部 俊一                      | 埼玉県さいたま市中央区  | 2,052.3  | 3.32%              | 2,052.3      | 2.20%                  |
| 畑崎 廣敏                      | 兵庫県芦屋市   | 1,950.0  | 3.16%              | 1,950.0      | 2.09%                  |
| 藤井 克磨                      | 東京都千代田区  | 1,483.8  | 2.40%              | 1,483.8      | 1.59%                  |
| 計                          | -  | 50,863.5 | 82.37%             | 82,379.5     | 88.33%                 |

(注) 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債発行前の株主名簿に基づき記載しております。また、割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本新株予約権付社債発行前の株主名簿(発行済株式総数61,768.8株)に、本新株予約権付社債の転換により発行される上限の株式数(31,516株)及び当該株式数に係る議決権数(31,516個)を加味して記載しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

大規模な第三者割当を行うこととした理由は、「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載されておりますように、当社が現在注力しているデジタルサイネージ事業は、広告事業における有力分野であり、当事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスも拡大しております。そのため、さらなる新機能開発を行うことで大手メーカーを含む競合他社との一層の差別化を図り競争力の維持・向上させるとともに、急な受注案件にも対応し、ビジネスチャンスを業容拡大に結びつけていくに当たって必要になる資金を調達することが目的であります。

手取金の使途といたしましては、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発等を行うための人件費として142,000千円を充当する予定であります。具体的には、. インフラを自社で保有するためのシステム等ソフトウェア開発に88,000千円(内、半期毎6名増員分48,000千円)、. 機構設計・デザイン企画・試作品開発などハードウェア開発に18,000千円(内、半期毎1名増員分8,000千円)、. デジタルサイネージ上で提供するコンテンツ等番組制作の企画開発に23,000千円(内、半期毎1名増員分8,000千円)、. ソフトウェア及びハードウェアの保守運用など開発人員の増強を含めた人件費(給料、法定福利費)に13,000千円(内、半期毎1名増員分8,000千円)であります。

また、急な受注案件に対して機動的に対応するための原材料費として130,000千円を充当する予定であります。具体的には、. 液晶パネル購入費用に90,000千円、. A Dボード(映像基板)購入費用に20,000千円、. その他各種電子部材等に20,000千円、であります。加えて、急な受注案件に対して機動的に対応するための外注加工費として外注予定先の工場への支払いを29,700千円、トータルして平成23年9月期における301,700千円の資金需要を賄うにも十分な資金であるため、インテル キャピタルからの本新株予約権付社債を活用することが適当と判断いたしました。

また、最近において実施した資金調達に関しては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c . 割当予定先の選定理由」に記載されておりますとおりであります。

今回、国内の金融機関からの借入れによる資金調達、複数のベンチャーキャピタルと増資の可能性について検討をいたしました。借入れについては提供可能な物的担保をほとんど保有していないことから必要資金の調達が容易ではないこと、また、増資に関しては、デジタルサイネージ事業を強化していくうえで、単なる資金提供だけにとどまらず、親会社であるインテルとも事業上の協力関係を推進できる可能性があるという面などを総合的に勘案し、インテル キャピタルの本新株予約権付社債を選定いたしました。なお、借入れや増資ではなく、本新株予約権付社債を選択した理由としては、本新株予約権付社債は株式に転換されるまでは、利息の支払いが発生するものの、借入金よりも低い利率で発行でき、コストの低い資金調達ができ、さらに、本新株予約権付社債が株式に転換することにより、負債から株主資本に変わり、当社の財務内容の改善につながる、ということが本新株予約権付社債の発行による資金調達を行う理由として挙げられます。加えて、インテル キャピタルの投資先として選定されたことが対外的な評価につながることで期待されることなどにより、当社の業容拡大及び企業価値の増大、ひいては株主価値の増大につながり、既存株主にとってもメリットがあると判断しております。

以上、当社のデジタルサイネージ事業への需要が増加している現在、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てを可能とし、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくことが大規模な第三者割当を行うこととした理由であります。

## (2) 当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

### 既存株主へのデメリット

本新株予約権付社債の発行条件のうち、「第1 募集要項（新株予約権付社債に関する事項） 新株予約権の行使時の払込金額 2 . 転換価額の調整」、「第1 募集要項（新株予約権付社債に関する事項）」欄外注記「4 . 本新株予約権付社債に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容 (2) 支配権変動事由の発生」に規定される権利に記載されておりますように、本新株予約権行使前のインテル キャピタルの権利を保全する内容等が当社の既存株主にとってデメリットとなる可能性があります。

なお、本新株予約権付社債発行前の当社の発行済株式総数61,768.8株に係る議決権の個数は61,746個であり、今回の新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は14,700株、議決権は14,700個であり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合の発行済株式総数76,468.8株の19.22%、議決権総数76,446個の19.23%に相当します。

また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達しない場合、転換価額が下方修正され、割当株式数の上限は31,516株、議決権は31,516個となり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて下限の転換価額で行使された場合の発行済株式総数93,284.8株の33.78%、議決権総数93,262個の33.79%に相当し、株式希薄化により既存株主にとってデメリットとなる可能性があります。

なお、本新株予約権付社債発行に当たり、今回の新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合、本新株予約権付社債発行前の発行済株式総数及びストックオプションとしての新株予約権（株式数換算）並びにインテル キャピタルの割当株式数を分母とした場合の持株比率が20%を上回らないようにする（18.68%）こととし、また、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達せず、転換価額が下方修正された場合においても同持株比率が3分の1を上回らないようにする（33.00%）ことで、割当株式数に上限を設定しており、当社の議決権行使比率等経営に対する影響力にも一定の歯止めがかかるようになっております。

### 既存株主のメリット

既存株主のメリットは、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (1)大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載されておりますように、インテル キャピタルの投資先として選定されたことが対外的な評価につながることで期待されるほか、親会社であるインテルとも事業上の協力関係を推進できる可能性が生じることなどにより、当社の業容拡大及び企業価値の増大、ひいては株主価値の増大につながり、既存株主にとってもメリットがあると判断しております。

なお、当社のデジタルサイネージ事業に対する需要は増加傾向にあり、ビジネスチャンスを活かし、事業拡大につなげていくためには、競争力の維持・向上を図るために継続的な新機能開発を行いつつ、手元流動性を高め、急な受注案件の発生等の際にも当社の自己資金による手当てが可能になることが、当社にとって最も大きなメリットであり、当社業績の改善及び企業価値の増大を通して既存株主にも大きなメリットになると判断しております。このため、今般、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、既存株主の意思確認のうえ、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日（月）の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成21年12月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、変更及び追加すべき事項が生じております。

なお、将来に関する事項については、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであり、当該有価証券報告書のその他の部分に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

追加及び変更箇所は、下線で示しております。

「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」

#### 5. 資本政策に関するリスク

##### (1) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員、従業員及び社外協力者に対するインセンティブを目的としてストックオプション制度を採用しております。本新株予約権付社債発行前における新株予約権による潜在株式数は2,224株であり、当該株式数はこれに発行済株式総数（61,768.8株）を加えた63,992.8株の3.48%に相当します。なお、当社は、特に有利な条件をもって本新株予約権付社債を引き受ける者を募集することを当社臨時株主総会に上程し、当該議案が承認・可決されること及び金融商品取引法における有価証券届出書の効力発生を条件として、平成22年11月29日（月）の当社取締役会において本新株予約権付社債の募集事項を決議いたしました。当該第三者割当による本新株予約権付社債発行前の当社の発行済株式総数は61,768.8株、新株予約権による潜在株式数は2,224株であり、今回の新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数14,700株を加えた78,692.8株の18.68%に相当します。また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達しない場合、転換価額が下方修正されますが、当該第三者割当による本新株予約権付社債発行前の当社の発行済株式総数61,768.8株、新株予約権による潜在株式数2,224株に今回の新株予約権が下限の転換価額で行使された場合の割当株式数の上限31,516株を加えた95,508.8株の33.00%に相当し、既存株主の株主価値を損なうおそれがあります。

##### (2) ファンドの持株比率が高いことについて

本新株予約権付社債発行前における当社の発行済株式総数は、61,768.8株であります。このうち、ベンチャーキャピタルが組成した投資事業組合及びベンチャーファンドの運用会社（以下、「ファンド」という）が所有している株式数は29,655株であり、その所有割合は48.01%であります。また、今回の第三者割当による本新株予約権付社債の割当先であるインテル キャピタルもベンチャーキャピタルであり、今回の新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合に交付される株式数は14,700株であり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて当初転換価額で行使された場合の発行済株式総数76,468.8株の19.22%に相当します。また、本新株予約権付社債は、平成23年9月期の売上高が1,500,000千円に達しない場合、転換価額が下方修正されますが、当該場合の割当株式数の上限は31,516株となり、本新株予約権付社債発行後に新株予約権がすべて下限の転換価額で行使された場合の発行済株式総数93,284.8株の33.78%に相当し、ファンドの持株比率が大幅に上昇する可能性があります。

一般的にファンドによる株式の所有目的は、株式上場後に株式を売却してキャピタルゲインを得ることとされております。当該ファンドにおいても、市場環境及び市場動向並びに株式売上の需給バランス等を考慮し、段階的に株式の一部又は全部を売却することが予想されます。その場合、短期的に株式売上の需給バランスに変動が生じる可能性があ

り、当社株式の市場価値に影響を及ぼす可能性があります。

## 6. 訴訟に関するリスク

平成22年3月1日付で、株式会社ワイ・ディ・シーより、請負代金等請求訴訟が提起されております。当該訴訟に関する内容は、「4. 臨時報告書の提出（1）平成22年6月14日提出の臨時報告書及び（2）平成22年9月2日提出の臨時報告書の訂正報告書」に記載のとおりであり、当社としては、株式会社ワイ・ディ・シーの主張は合理的理由がないため、裁判において当社の正当性を主張し、争っていく方針ですが、今後の訴訟の推移によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. 資本金の増減について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（4）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日（平成21年12月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次のとおり増加しております。

| 年月日               | 発行済株式総数増減数（株） | 発行済株式総数残高（株） | 資本金増減額（千円） | 資本金残高（千円） | 資本準備金増減額（千円） | 資本準備金残高（千円） |
|-------------------|---------------|--------------|------------|-----------|--------------|-------------|
| 平成22年8月31日<br>（注） | 3,300         | 61,768.8     | 34,650     | 572,547   | 34,650       | 304,327     |

（注）1. 平成22年8月18日の当社臨時株主総会の特別決議及び平成22年8月26日の当社取締役会決議による第三者割当増資の実施に伴う増加であります。

2. 有償・第三者割当 発行価格 21,000円 資本組入額 10,500円 割当先 個人 7名

## 3. 臨時報告書の提出

当社は、「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）の提出日（平成21年12月28日）以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次の臨時報告書を提出しております。

### （1）平成22年6月14日提出の臨時報告書

当社は、下記のとおり訴訟の提起を受けましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

・当該訴訟の提起があった年月日

平成22年3月31日

・当該訴訟を提起した者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社ワイ・ディ・シー

住所 東京都府中市府中町1丁目9番地

代表者の氏名 代表取締役 宮坂 博

・当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

・当該訴訟の内容（請負代金等請求訴訟）

当社は、株式会社ワイ・ディ・シーとの間で、平成19年3月1日付けで「ソフトウェア開発請負基本契約書」を締結し、同基本契約書に基づき、個別契約により株式会社ワイ・ディ・シーに対して発注を行っておりました。そのうえで、株式会社ワイ・ディ・シーに対しては、個別契約に基づき納入された成果物に対して、平成19年12月までにすべての報酬の支払いを行っております。

当該訴訟において、株式会社ワイ・ディ・シーは個別契約における対象外の業務を要求され納入したとされる成果物や当社の責任において遅滞した影響額について支払いを求めておりますが、当社としては請負契約に基づき納入された成果物のすべてについて報酬の支払いを行っており、株式会社ワイ・ディ・シーの主張は合理的理由がないため、裁判において当社の正当性を主張し、争っていく方針です。

・損害賠償請求金額

株式会社ブイシンクは、株式会社ワイ・ディ・シーに対し、1億6,717万2,600円及びこれに対する平成20年1月4日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払うこと

訴訟費用は、株式会社ブイシクの負担とすること

1億6,717万2,600円及びこれに対する平成20年1月4日から支払い済みまで年6分の割合による金員を支払うことに係る仮執行宣言

(2) 平成22年9月2日提出の臨時報告書の訂正報告書

平成22年6月14日付けで提出した臨時報告書に一部訂正すべき事項がありましたので、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

・訂正事項

2 報告内容

当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当該訴訟の内容(請負代金等請求訴訟)

・訂正箇所

訂正箇所は、下線で示しております。

・報告内容

当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

当該訴訟の内容(請負代金等請求訴訟)

(訂正前)

当社は、株式会社ワイ・ディ・シーとの間で、平成19年3月1日付けで「ソフトウェア開発請負基本契約書」を締結し、同基本契約書に基づき、個別契約により株式会社ワイ・ディ・シーに対して発注を行ってまいりました。そのうえで、株式会社ワイ・ディ・シーに対しては、個別契約に基づき納入された成果物に対して、平成19年12月までにすべての報酬の支払いを行っております。

(以下、省略)

(訂正後)

当社は、株式会社ワイ・ディ・シーとの間で、平成19年3月1日付けで「ソフトウェア開発請負基本契約書」を締結し、同基本契約書に基づき、個別契約により株式会社ワイ・ディ・シーに対して発注を行ってまいりました。そのうえで、株式会社ワイ・ディ・シーに対しては、個別契約に基づき納入された成果物に対して、平成20年1月までにすべての報酬の支払いを行っております。

(以下、省略)

(3) 平成22年9月2日提出の臨時報告書

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

・当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

当該異動により主要株主となる者 山城 延子

・当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 5,201個

異動後 6,763個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 8.90%

異動後 10.95%

(注) 1. 異動前の総株主等の議決権に対する割合は、平成22年3月31日現在の総株主等の議決権の数58,446個を基準に算定しております。

2. 異動後の総株主等の議決権に対する割合は、平成22年3月31日現在の総株主等の議決権の数58,446個に、平成22年8月30日から8月31日までを払込期間とした第三者割当増資による新株発行(普通株式)により増加した株式数に係る議決権の数3,300個を加算して算出した議決権の数61,746個を基準に算定しております。

・当該異動の年月日

平成22年8月31日

・その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 572,547,500円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 61,768.8株

(4) 平成22年9月27日提出の臨時報告書

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

・当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

当該異動により主要株主でなくなる者 井部 孝也

・当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 6,439個

異動後 4,519個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 10.43%

異動後 7.32%

(注) 総株主等の議決権に対する割合は、平成22年3月31日現在の総株主等の議決権の数58,446個に、平成22年8月30日から8月31日までを払込期間とした第三者割当増資による新株発行(普通株式)により増加した株式数に係る議決権の数3,300個を加算して算出した議決権の数61,746個を基準に算定しております。

・当該異動の年月日

平成22年9月24日

・その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 572,547,500円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 61,768.8株



## 4. 業績の概要

当社の第13期事業年度(平成21年10月1日から平成22年9月30日まで)における業績の概要は、以下のとおりであります。なお、本財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査が終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

(1) 貸借対照表(平成22年9月30日現在)

(単位:千円)

| 科目        | 金額      | 科目       | 金額      |
|-----------|---------|----------|---------|
| 資産の部      |         | 負債の部     |         |
| 流動資産      | 123,476 | 流動負債     | 107,615 |
| 現金及び預金    | 61,207  | 買掛金      | 36,171  |
| 売掛金       | 4,082   | 短期借入金    | 30,000  |
| 製品        | 14,326  | 未払金      | 8,886   |
| 原材料       | 6,448   | 未払費用     | 2,402   |
| 仕掛品       | 169     | 未払法人税等   | 2,234   |
| 前払費用      | 2,425   | 前受金      | 26,531  |
| 未収入金      | 32,125  | 預り金      | 1,388   |
| 未収消費税等    | 2,716   | 固定負債     | 20,334  |
| その他       | 0       | 退職給付引当金  | 20,334  |
| 貸倒引当金     | 24      | 負債合計     | 127,949 |
| 固定資産      | 48,483  | 純資産の部    |         |
| 有形固定資産    | 4,111   | 株主資本     | 43,210  |
| 建物        | 1,951   | 資本金      | 572,547 |
| 車両運搬具     | 212     | 資本剰余金    | 304,327 |
| 工具、器具及び備品 | 1,947   | 資本準備金    | 304,327 |
| 無形固定資産    | 32,263  | 利益剰余金    | 833,496 |
| ソフトウェア    | 31,862  | その他利益剰余金 | 833,496 |
| 電話加入権     | 400     | 繰越利益剰余金  | 833,496 |
| 投資その他の資産  | 12,108  | 自己株式     | 168     |
| 敷金        | 11,339  | 新株予約権    | 800     |
| 破産更生債権等   | 9,025   | 純資産合計    | 44,010  |
| その他       | 10      | 負債・純資産合計 | 171,960 |
| 貸倒引当金     | 8,266   |          |         |
| 資産合計      | 171,960 |          |         |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書(自平成21年10月1日至平成22年9月30日)

(単位:千円)

| 科目           | 金額     |         |
|--------------|--------|---------|
| 売上高          |        | 181,858 |
| 売上原価         |        | 125,184 |
| 売上総利益        |        | 56,674  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 263,196 |
| 営業損失         |        | 206,522 |
| 営業外収益        |        |         |
| 受取利息         | 0      |         |
| 補助金収入        | 31,993 |         |
| 雑収入          | 1,914  | 33,908  |
| 営業外費用        |        |         |
| 支払利息         | 1,664  |         |
| 為替差損         | 3      |         |
| 株式交付費        | 418    |         |
| リース解約損       | 159    |         |
| 雑損失          | 544    | 2,789   |
| 経常損失         |        | 175,403 |
| 特別利益         |        |         |
| 固定資産売却益      | 82     | 82      |
| 特別損失         |        |         |
| 固定資産除却損      | 15,109 |         |
| 固定資産売却損      | 22     |         |
| 原状回復費用       | 6,970  |         |
| その他          | 1,305  | 23,407  |
| 税引前当期純損失     |        | 198,729 |
| 法人税、住民税及び事業税 |        | 1,210   |
| 当期純損失        |        | 199,939 |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

|         |                 |                              |                          |
|---------|-----------------|------------------------------|--------------------------|
| 有価証券報告書 | 事業年度<br>(第12期)  | 自 平成20年10月1日<br>至 平成21年9月30日 | 平成21年12月28日<br>関東財務局長に提出 |
| 半期報告書   | 事業年度<br>(第13期中) | 自 平成21年10月1日<br>至 平成22年3月31日 | 平成22年6月30日<br>関東財務局長に提出  |

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成20年12月29日

株式会社ブイシク  
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 加藤善孝

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 宮崎 哲

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブイシクの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブイシクの平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当事業年度において293,698千円の当期純損失を計上し、3期連続で営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を財務諸表には反映していない。
2. 追加情報に記載されているとおり、会社は当事業年度より機器事業のうち保守サービスの売上計上基準につき、現金主義から発生主義に基づき計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年6月29日

株式会社ブイシンク

取締役会 御中

鶴見公認会計士事務所

公認会計士 鶴見 和博 印

シティア公認会計士共同事務所

公認会計士 土居 明史 印

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブイシンクの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私達の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私達に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。

記

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は中間純損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスにより継続企業の前提に重要な疑義が生じている。その継続企業の前提に関する重要な疑義に対する経営計画等は当該注記に記載されており、会社は当該状況を解消すべく経営計画の達成及び第三者割当増資等の実現に全力を傾注しているが、会社より提示された経営計画等の合理性に関する十分な心証を得られなかった。

このため、継続企業を前提として作成されている上記の中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

私達は、上記の中間財務諸表が、上記事項の中間財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社ブイシンクの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成20年10月1日から平成21年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについての意見を表明しない。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年12月28日

株式会社ブイシク  
取締役会御中

---

鶴見公認会計士事務所

公認会計士 鶴見和博 印

---

シティア公認会計士共同事務所

公認会計士 土居明史 印

---

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブイシクの平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私達の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私達に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私達は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私達は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ブイシクの平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月29日

株式会社ブイシंक

取締役会 御中

鶴見公認会計士事務所

公認会計士 鶴見 和博 印

シティア公認会計士共同事務所

公認会計士 土居 明史 印

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブイシंकの平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第13期事業年度の中間会計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、私達の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、私達に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。私達は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私達は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブイシंकの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成21年10月1日から平成22年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。